

私立中学校設置認可等審査基準

平成23年4月1日改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 私立中学校（以下「中学校」という。）の設置の認可、収容定員に係る学則の変更の認可及び廃止の認可については、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の規定によるほか、この審査基準の定めるところによるものとする。

第2章 設置の認可

第1節 総則

(名称)

第2条 中学校の名称は、中学校の目的にふさわしいものであり、かつ、県内の既存の学校と同一又は紛らわしい名称を用いないものとする。

(開設の時期)

第3条 中学校の開設時期は、4月1日とする。

(規模)

第4条 中学校の学級数は、原則として6学級以上とする。

第2節 編制

(1学級の生徒数)

第5条 1学級の生徒数は、法令に特別の定めがある場合を除き、40人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(学級の編制)

第6条 中学校の学級は、同学年の生徒で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の生徒を1学級に編制することができる。

(教職員)

第7条 中学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。ただし、副校長を置くときその他特別の事情があるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情があるときは事務職員を、それぞれ置かな

いことができる。

- 2 中学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は、1学級当たり1人以上とする。
- 3 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 4 養護教諭は、特別な事情（財政上の事情は含まない。）があるときは、養護助教諭をもって代えることができる。
- 5 中学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。
- 6 学級数が12学級以上の中学校には、司書教諭を置かなければならない。
- 7 中学校には、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

第3節 施設及び設備

（一般的基準）

第8条 中学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（校舎及び運動場の面積等）

第9条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表第1に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

- 2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

（校舎に備えるべき施設）

第10条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

- 2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

（その他の施設）

第11条 中学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（校具及び教具）

第12条 中学校には、学級数及び生徒数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第13条 中学校の施設及び設備は、原則として、専用かつ自己所有のものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。この場合において、「特別の事情」には、学校間の連携を推進するため、当該中学校が同一設置者が設置する他の学校種の学校と併設される場合を、「他の学校等の施設及び設備」には、公民館、運動場、体育館等の施設及び設備を含むものとする。また、地方公共団体等の施設を長期にわたり安定して使用する条件を取得している場合等教育上及び安全上支障がない場合は、これを使用することができるものとする。

第4節 設置認可前の生徒募集

第14条 設置認可前の生徒募集は、原則として禁止する。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

- 一 中学校設置計画の承認を受けたこと。
- 二 中学校設置認可申請書の提出があること。
- 三 校舎等の建設工事が進行しており、開設予定年度の開校が確実と認められること。

2 前項ただし書の場合においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 募集要項に「年 月 日開校予定（認可申請中）」と明示すること。
- 二 募集人員は、学則上の入学定員を明示すること。
- 三 入学案内及び募集広告の内容については、教育方針、授業内容等の情報が正確に記載され、かつ、入学希望者等に誤解を与えることのない適正なものとする。

第3章 設置の認可以外の認可

第1節 収容定員に係る学則変更の認可

第15条 中学校の収容定員に係る学則の変更にあたっては、第3条から前条までの規定に適合していなければならない。

第2節 廃止の認可

第16条 中学校の廃止にあたっては、次に掲げる要件に適合していなければならない。

ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 一 在籍する生徒及び教職員の処遇が適切に処置されていること。
- 二 校地、校舎、校具、教具等の処置が適切であること。
- 三 指導要録等の関係書類の引継ぎが確実であること。

第4章 申請手続等

(設置認可申請手続等)

第17条 中学校の設置の認可を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、別表第2に掲げる期限までに、中学校設置計画書及び中学校設置認可申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、計画書の内容を審査し、青森県私立学校審議会に協議するものとする。
- 3 知事は、青森県私立学校審議会との協議の結果を計画書の提出のあった日から起算して50日以内を標準として申請者に通知するものとする。
- 4 知事は、申請書の内容を審査し、青森県私立学校審議会に諮問するものとする。
- 5 知事は、中学校の施設及び設備が申請内容と相違ないことを確認した場合は、開設しようとする年度の前年度の3月31日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

(収容定員に係る学則変更認可申請手続等)

第18条 中学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、別表第3に掲げる期限までに、中学校の収容定員に係る学則変更計画書及び中学校の収容定員に係る学則変更認可申請書を知事に提出しなければならない。ただし、中学校の収容定員に係る学則の変更が減員によるものであるときは、計画書の提出を要しない。

- 2 前条第2項から第5項までの規定は、中学校の収容定員に係る学則の変更の認可の場合に準用する。この場合において、同項中「開設しようとする年度」とあるのは「変更しようとする年度」と読み替える。

(廃止認可申請手続等)

第19条 中学校の廃止の認可を受けようとする者は、廃止しようとする日の60日前までに、中学校廃止認可申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、申請書の内容を審査し、直近の青森県私立学校審議会に諮問するものとする。
- 3 知事は、当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

附 則

- 1 この審査基準は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 私立中学校設置認可取扱要領は、廃止する。

- 3 この審査基準の施行の際、現になされている申請については、旧私立中学校設置認可取扱要領は、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この審査基準は、平成23年4月1日から施行する。
 2 この審査基準の施行の際現になされている申請については、なお従前の例による。

別表第1（第9条関係）

（校舎の面積）

生徒数	面積（平方メートル）
1人以上40人以下	600
41人以上480人以下	$600 + 6 \times (\text{生徒数} - 40)$
481人以上	$3,240 + 3 \times (\text{生徒数} - 480)$

（運動場の面積）

生徒数	面積（平方メートル）
1人以上240人以下	3,600
241人以上720人以下	$3,600 + 10 \times (\text{生徒数} - 240)$
721人以上	8,400

別表第2（第17条関係）

提出書類	提出期限
中学校設置計画書	開設しようとする年度の前々年度の1月31日（校舎等の建設を要しないときは、開設しようとする年度の前年度の5月31日）
中学校設置認可申請書	開設しようとする年度の前年度の9月30日

別表第3（第18条関係）

提出書類	提出期限
収容定員に係る学則変更計画書	変更しようとする年度の前々年度の1月31日（校舎等の建設を要しないときは、変更しようとする年度の前年度の5月31日）
収容定員に係る学則変更認可申請書	変更しようとする年度の前年度の9月30日